

## CAPITAL MARKETS BULLETIN

2021年4月号 (Vol.54)

東証の新市場区分移行に向けた準備における  
コーポレートガバナンス・コード改訂案への実務対応スケジュール

- I. はじめに
- II. 改訂への対応の実務スケジュール
- III. CGコードの改訂内容と適用対象
- IV. おわりに

森・濱田松本法律事務所  
パートナー 熊谷 真和  
TEL 03 6266 8522  
[masakazu.kumagai@mhm-global.com](mailto:masakazu.kumagai@mhm-global.com)  
パートナー 石橋 誠之  
TEL. 03 6266 8905  
[masayuki.ishibashi@mhm-global.com](mailto:masayuki.ishibashi@mhm-global.com)  
アソシエイト 小林 佑輔  
TEL. 03 5293 4913  
[s.yusuke.kobayashi@mhm-global.com](mailto:s.yusuke.kobayashi@mhm-global.com)

## I. はじめに

2021年4月7日に、株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）から、2022年4月に実施を予定している市場区分の再編に併せて、コーポレートガバナンス・コード（以下「CGコード」といいます。）の改訂案（以下「本改訂案」といいます。）が公表されました。これは、2021年4月6日に公表された、金融庁に設置された「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」による提言を踏まえたものです。

CGコードは法令ではないものの、上場会社においてその趣旨・精神を尊重することが求められるなど、実務上の重要性は高く、今回の改訂についても各企業が素早く対応することが求められています。本稿においては、東証の新市場区分移行に向けた準備<sup>1</sup>における本改訂案への対応スケジュールを概観した上で（II）、CGコードの改訂内容<sup>2</sup>のうち具体的な対応が必須となる事項について解説いたします（III）。

## II. 改訂への対応の実務スケジュール

改訂項目には、全ての市場区分に適用があるものと、特定の市場区分のみに適用があるものが定められています。具体的なスケジュールは以下のとおりです。3月決算の上場会社において、2021年6月の定時株主総会の直後に改訂後CGコードの内容に沿ってコーポレート・ガバナンス報告書（以下「CG報告書」といいます。）を更新しようとする場合は、改訂後CGコードの実施からほとんど期間がないため、速やかに事前の準

<sup>1</sup> 東証の新市場区分移行に向けた準備の詳細については、当事務所発行の [Capital Markets Bulletin 2021年2月号「東証の新市場区分移行に向けた上場会社による実務対応」](#) をご参照

<sup>2</sup> CGコード改訂内容のうち、サステナビリティに関する事項の詳細については、当事務所発行の [Capital Markets Bulletin 2021年4月号「サステナビリティに関するコーポレートガバナンス・コードの改訂案と国内外の最新動向」](#) をご参照

## CAPITAL MARKETS BULLETIN

備を行う必要があります。

改訂内容	適用時期	対応次期
①プライム市場のみに適用あるもの	2022年4月4日から適用	・2022年4月4日以降に開催される各会社の定時株主総会終了後、速やかにCG報告書を更新することによって対応
②上記①以外のもの	2021年6月(目途)から適用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遅くとも2021年12月30日までに、改訂後CGコードに対応したCG報告書の提出が必要</li> <li>・2021年12月30日の期限を待たずに、2021年の株主総会后に前倒しで改訂後CGコードに対応したCG報告書を提出することも可能</li> </ul>

なお、新市場区分移行の手续と合わせたスケジュールは以下のとおりとなります(太文字がCGコード改訂に関する事項)。

時期	概要	備考
2021年5月7日	パブリックコメント提出期限	
2021年6月	CGコード改訂の実施	<b>但し、プライム市場のみを対象とするものは2022年4月4日から適用</b>
<b>2021年の定時株主総会后</b>	<b>CG報告書の定期更新</b>	<b>現行CGコード・改訂後CGコードのいずれに沿ったものでもよい</b>
2021年6月30日	新市場区分移行基準日	
2021年7月末	上場維持基準への適合性等に関する通知	
2021年9月1日～12月30日	上場会社による新市場区分の選択申請に係る手続	事業計画及び成長可能性に関する事項(グロース市場)の提出
<b>2021年12月30日まで</b>	<b>改訂後CGコードに対応したCG報告書の提出<sup>3</sup></b>	<b>マザーズ又はJASDAQ上場会社が、新市場区分の選択申請に際しグロース市場を選択するときは、原則として提出不要</b>
2022年1月中	移行日に上場会社が所属する新市場区分公表	東証ウェブサイトにおいて公表
2022年4月4日	一斉移行日	新市場区分への移行完了
	プライム市場のみを対象とする改訂後CGコードの適用開始	
<b>2022年の定時株主総会后</b>	<b>改訂後CGコードの記載要領に基づくCG報告書の更新</b>	<b>プライム市場の上場会社は、プライム市場の上場会社のみを対象とする原則に関する状況を含めて更新を行う必要あり</b>

<sup>3</sup> 6月の定期更新で改訂後CGコードに沿って更新していた場合は不要です。

## CAPITAL MARKETS BULLETIN

## Ⅲ. CG コードの改訂内容と適用対象

## 1. 主な改訂項目

改訂項目のうち、上場会社において、開示や社内体制等の面で具体的な検討・対応を要する主なものを新市場区分別に見ると、以下のとおりです。

項目	スタンダード/グロース <sup>4</sup>	プライム
株主の権利・平等性の確保	—	(補充原則 1-2④) 少なくとも適格機関投資家向けに議決権電子行使プラットフォームを利用可能とすべき
株主以外のステークホルダーとの適切な協働	(補充原則 2-4①) ・中核人材の登用等における多様性の確保についての考え方と自主的かつ測定可能な目標を示すとともに、その状況を開示すべき ・多様性の確保に向けた人材育成方針と社内環境整備方針をその実施状況と併せて開示すべき	同左
適切な情報開示と透明性の確保	—	(補充原則 3-1②) 開示書類のうち必要とされる情報について、英語での開示・提供を行うべき
	(補充原則 3-1③) ・経営戦略の開示に当たって、自社のサステナビリティについての取組みを適切に開示すべき ・人的資本や知的財産への投資等についても、自社の経営戦略・経営課題との整合性を意識しつつ分かりやすく具体的に情報を開示・提供すべき	同左
	—	(補充原則 3-1③) 気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響について、必要なデータの収集と分析を行い、国際的に確立された開示の枠組みであるTCFD <sup>5</sup> またはそれと同等の枠組みに基づく開示の質と量の充実を進めるべき

<sup>4</sup> 但し、CG コードの各種原則（基本原則、原則、補充原則）のうち、プライム市場・スタンダード市場にはすべての適用がある（すなわち、コンプライアオアエクスプレインの対象となる）のに対し、グロース市場に適用があるのは「基本原則」のみとされています。

<sup>5</sup> G20 の要請を受け、金融安定理事会（FSB）により、気候関連の情報開示及び金融機関の対応をどのように行うかを検討するため設立された「気候関連財務情報開示タスクフォース（Task Force on Climate-related Financial Disclosures）」

## CAPITAL MARKETS BULLETIN

項目	スタンダード/グロース <sup>4</sup>	プライム
取締役会等の責務	(補充原則 4-2②) 取締役会において、自社のサステナビリティを巡る取り組みについて基本的な方針を策定すべき	同左
	(原則 4-8) 独立社外取締役を 2 名以上選任すべき <sup>6</sup>	(原則 4-8) 独立社外取締役を少なくとも 3 分の 1 以上選任すべき <sup>7</sup>
	(補充原則 4-8③) 支配株主がいる場合、独立社外取締役を少なくとも 3 分の 1 以上選任するか、または支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為について審議・検討を行う、独立社外取締役を含む独立性を有する者で構成された特別委員会を設置すべき	(補充原則 4-8③) 支配株主がいる場合、独立社外取締役を少なくとも過半数選任するか、または支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為について審議・検討を行う、独立社外取締役を含む独立性を有する者で構成された特別委員会を設置すべき
	(補充原則 4-10①) 上場会社が監査役会設置会社または監査等委員会設置会社であって、独立社外取締役が取締役会の過半数に達していない場合には、取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする独立した指名委員会・報酬委員会を設置することにより、これらの委員会の適切な関与・助言を得るべき	(補充原則 4-10①) 左記の指名委員会・報酬委員会の構成員の過半数を独立社外取締役とすることを基本とし、その委員会構成の独立性に関する考え方・権限・役割等を開示すべき
	(補充原則 4-11①) ・各取締役の知識・経験・能力等を一覧化したいわゆるスキル・マトリックスをはじめ、経営環境や事業特性等に応じた適切な形で取締役の有するスキル等の組み合わせを取締役の選任に関する方針・手続と併せて開示すべき ・その際、独立社外取締役には、他社での経営経験を有する者を含めるべき	同左
	(補充原則 5-2①) 経営戦略等の策定・公表に当たっては、取締役会において決定された事業ポートフォリオに関する基本的な方針や事業ポートフォリオの見直しの状況について分かりやすく示すべき	同左

<sup>6</sup> 業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、少なくとも 3 分の 1 以上の独立社外取締役を選任することが必要と考えるプライム市場以外の市場の上場会社は、十分な人数の独立社外取締役を選任すべき（原則 4-8）。

<sup>7</sup> 業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、過半数の独立社外取締役を選任することが必要と考えるプライム市場上場会社は、十分な人数の独立社外取締役を選任すべき（原則 4-8）。

## CAPITAL MARKETS BULLETIN

## 2. 開示上の留意点

各原則・補充原則において「開示すべき」とされているものには、指名委員会・報酬委員会の独立性・権限・役割といった伝統的にコーポレート・ガバナンスの文脈で議論されてきた事項のみならず、①ダイバーシティ（取締役会の構成や人材登用に関する多様性）、②気候変動リスクへの対応、③事業ポートフォリオに関する考え方といった、経営戦略により密接に関連する事項（または、経営戦略そのもの）が含まれています。

これらの事項については、CG 報告書で記載することが求められるものの、その内容からして、CG 報告書にとどまらず、有価証券報告書や（公表する場合には）統合報告書・中期経営計画といった、より中核的な開示・公表書類の内容を構成することになるといえます<sup>8</sup>。そのため、開示に当たっては、各社の経営環境・経営戦略を踏まえた上で、資本市場・投資家にとっての分かりやすさ、資本市場・投資家へのコミットメントの観点と環境変更に対応できる柔軟性確保の観点とのバランス等を意識しながら慎重に検討する必要があり、その際、資本市場での開示実務に通じた弁護士の助言を得ることも有益と考えられます。

## IV. おわりに

本改訂案では、対応が必須となる事項が多岐にわたる一方で、対応すべき期限までの準備期間は短いため、選択する市場区分を踏まえ、適用される改訂内容とスケジュールを把握した上で、速やかに対応を進めていくことが必要となります。

## NEWS

- The 12th Edition of The Best Lawyers™ in Japan にて高い評価を得ました  
Best Lawyers®（ベスト・ロイヤー）による、The 12th Edition of The Best Lawyers™ in Japan に当事務所の弁護士 120 名が選ばれ、うち 4 名は Lawyers of the Year に選ばれました。Capital Markets 分野においては、安部 健介、藤津 康彦、鈴木 克昌、尾本 太郎、江平 享、熊谷 真和、根本 敏光、田井中 克之、宮田 俊が日本を代表する弁護士に選出されています。

（当事務所に関するお問い合わせ）  
森・濱田松本法律事務所 広報担当  
mhm\_info@mhm-global.com  
03-6212-8330  
www.mhmjapan.com

<sup>8</sup> なお、有価証券報告書や自社のウェブサイト等の広く一般に公開される手段により CG 報告書に記載すべき内容を開示している場合には、具体的な記載に代えて、その内容を参照すべき旨と閲覧方法（ウェブサイトの URL など）を記載することでも差支えないとされています。もっとも、投資者からは「参照が多用されると報告書の利便性が損なわれる」との指摘もあることから、他の資料を参照する場合であっても CG 報告書においてその概要を記載することが期待されています。